入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料の内容が同一の２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事です。

平成30年７月４日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長　泊　　宏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　H30横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ下部(その２)工事（以下､｢①工事」という)。

②　H30横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ下部(その３)工事（以下､｢②工事」という)。

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

⑶　工事場所　①工事　神奈川県横浜市栄区田谷町地先

②工事　神奈川県横浜市栄区田谷町地先

⑷　工事内容

①工事　作業土工　１式　基礎工　鋼管ソイルセメント杭　80本（φ1200／1400　Ｌ＝18.0m）場所打ち杭　32本（φ1,200、Ｌ＝16.5m）16本（φ1,500、Ｌ＝17.0m）橋梁下部工　ＲＣ張出式橋脚　６基（ＰＵ15　Ｈ＝18.2m、ＰＤ15　Ｈ＝18.1m、ＰＵ16　Ｈ＝17.3m、ＰＤ16　Ｈ＝17.3m、ＢＰ７　Ｈ＝26.0m、ＣＰ６　Ｈ＝18.7m､)コンクリート　約5,400㎥　鉄筋　約1,000ｔ　仮設工　１式

②工事　作業土工　１式　基礎工　鋼管ソイルセメント杭　50本（φ1200／1400　Ｌ＝8.0m～10.5m)場所打ち杭　16本(φ1200～1500Ｌ＝12.5m）鋼管杭（中堀）20本（φ800　Ｌ＝13.0m）橋梁下部工　ＲＣ橋台　１基（ＧＡ１　13.0m）ＲＣ張出式橋脚　１基（ＣＰ９　Ｈ＝16.6m）ＲＣラーメン式橋脚　１基（ＰＵＤ19　Ｈ＝19.7m）コンクリート　約5,040㎥　鉄筋　約850ｔ　仮設工　１式

⑸　工期　①工事、②工事共に契約締結の翌日から平成32年３月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材

①工事　コンクリート　約5,400㎥
鉄筋　約1,000ｔ

②工事　コンクリート　約5,040㎥
鉄筋　約850ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに､｢工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型)］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、企業の技術力（技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査)(以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。閲覧方法等の詳細は入札説明書による。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

詳細は入札説明書による。

⒀　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

㋐　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く。)の工事であること。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で基礎形式が既製杭の工事であること。

上記㋐、㋑は、同一工事でなくてもよい。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐又は㋑の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　①工事、②工事共に次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、１工事概要⑵に示した工事に申請できる配置予定の主任（監理）技術者は、１名とする（一括審査対象工事に、申請できる配置予定の主任（監理）技術者は１名のみとする。)。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸㋐又は㋑に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件までとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし､経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。